

# 系列会社の同一入札参加に関する事務取扱

～ 詳細の取扱いについて～

平成18年12月 松江市水道局

## 目次

### この取扱の実施事項と目的

実施事項

目的

### 同一入札への参加が制限される場合

資本関係の繋がりがある場合

取締役等の兼任（人的関係）が有る場合

〔「役員」となる場合〕

〔「役員」とならない場合〕

### 該当する場合の取扱い

### 事実確認の方法

## この取扱の実施事項と目的

### 実施事項

一定の関係（資本的関係、人的関係）にある複数の者（「系列会社」）の同一案件の入札（当面は一般競争入札）への参加は認めないことといたします。

以下で述べる

「親会社」は、建設業許可を有する建設業者に限りません。

「子会社」は、松江市水道局の競争入札参加資格を有する（ないし審査（確認）申請を行なう）建設業者とします。

### 目的 競争参加の公平性を確保すること

入札においては、同一の入札案件について、同一人が2通以上の入札書を出した場合は、その入札書自体が無効となります。これは、申し込みの意思表示が不明確であると共に、公正な競争を阻害し他の競争参加者に対する不平等を齎す行為であるためです。同様に考えると、親子会社ないし子会社同士は、資本的・人的に支配・隷属関係にあり、競争参加への意思決定において一体性・同一性があると考えられます。そのため、資本関係・人的関係にある資格者同士の入札参加を制限するものです。

### 目的 入札の適正さが阻害される危険性を排除すること

親子会社ないし子会社同士での同一案件の入札参加を認めれば、談合等の危険性を孕む可能性があります。そのため、基本的には松江市水道局が執行する入札に以下の取扱を適用するものとします。

以下は、取扱の内容とその考え方をまとめたものです。

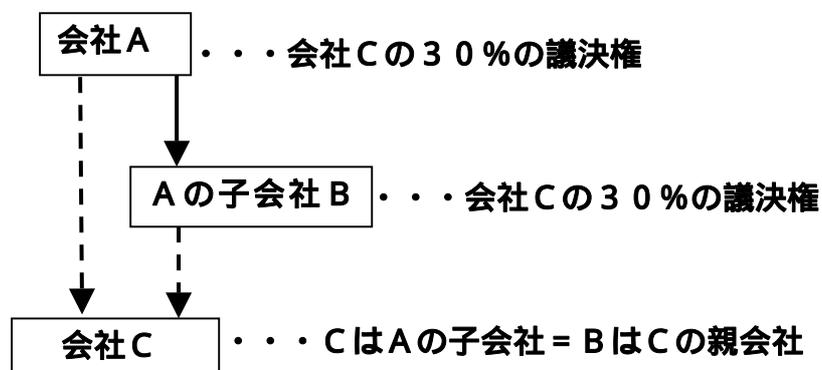
## 同一入札への参加が制限される基準

### 資本関係の繋がりがあある場合

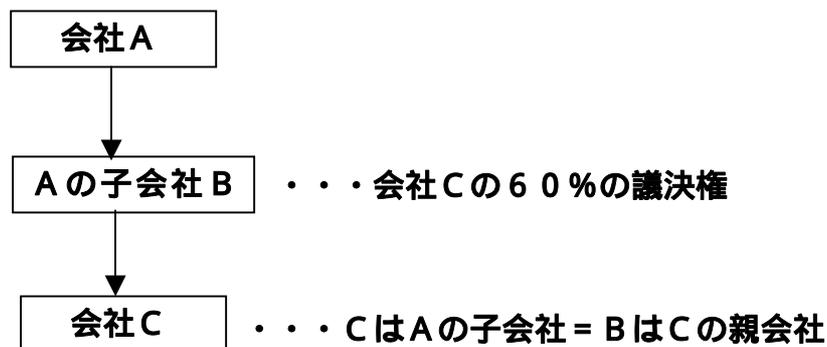
= 親子関係にある会社同士ないし親会社を同じくする子会社同士の入札参加ある会社からみた場合、子会社とされる会社は以下の通りです。

直接、議決権総数の百分の五十を超える議決権を所有している場合

ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を所有している場合



子会社が議決権の過半数を所有している場合



、 の通り親会社及び子会社ないし、子会社が他の株式会社の総議決権の過半数を有しているときは、該当する他の株式会社も親会社の子会社とみなし、孫会社を子会社と同一にみなします。当然親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合と同様、孫会社同士の同一入札への参加も制限いたします。

共同企業体における場合は、以下の通りとします。  
共同企業体の代表者は、実質的な入札価格の決定者と考えられますので、以下の a、b の場合は、どちらかの J V は、同一入札に参加できないものとします。

a . J V の代表者同士に親子関係が有る場合

b . ある J V の代表者と、他の J V の構成員の間に親子関係が有る場合

ある J V の構成員と他の J V の構成員の間に親子関係が有る場合は、同一入札への参加は制限いたしません。(構成員とは、代表者以外のことです。)

更正会社及び更正手続きが存続中の会社の扱いは以下の通りといたします。  
これらの会社は、財産の処分等一定の行為については、裁判所の許可が必要であり、他の会社に支配され隷属しているとは言い切れないため、本取り扱いの適用は行なわないものとします。具体的には

a 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社

b 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

c 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

## 取締役等の兼任（人的関係）が有る場合

= 同一人物が複数社の経営（業務執行）に関与している場合  
一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合です。

### 【「役員」となる場合】

#### 代表取締役（会社の代表権を有する取締役）

##### 取締役

- ・理由は、代表権を有していなくとも当該複数社の参加する入札に影響力を行使しうるからです。
- ・ **非常勤取締役・社外取締役**を含みます。

##### 管財人

- ・会社更生法第67条第1項或いは民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいいます。

#### 委員会設置会社における執行役又は代表執行役。

- ・会社から業務執行を委任されている（取締役会の決議により委任を受けた事項について決議権を有し、会社の業務を執行できる）ためです。

### 【「役員」とならない場合】

#### 1 委員会設置会社の取締役

- ・理由は、会社の業務の執行を受任できないからです。ただし、執行役を兼ねる取締役は制限の対象とします。

#### 2 執行役員

- ・理由は、執行役員は会社法に定められていない任意の制度であるためです。ただし、に記す **委員会設置会社の執行役**とは全く別物です。本取扱にいう「執行役員」とは会社と委任関係ではなく、雇用関係にある使用人を指します。

### 3 監査役

- ・ 監査役は職務懈怠の場合は、株主代表訴訟の対象となりますが、人的関係の本基準からは外します。理由は、監査役は、取締役の職務の執行を監督し、取締役に対し、営業報告を求め、業務・財産の状況を調査することが職務であり、会社の業務執行権限を有するとは解釈されないからです。従って、
  - a ある会社の監査役と他の会社の監査役を兼任する
  - b ある会社の監査役と他の会社の取締役を兼任するa , b いずれの場合でも、本基準による入札参加制限の対象とはなりません。

### 4 会計参与

- ・理由は、以下の通りです。

会計参与は、財務諸表を作成することを職務とする税理士或いは公認会計士です。社外取締役同様、株主代表訴訟の対象とはなりますが、内部監査に当たるべき職務を持つ者と考えられ、業務を執行する役員とは考えられないためです。

### 5 会計監査人

- ・理由は、以下の通りです。

会計監査人とは、会計監査報告を行なう公認会計士ないし監査法人を言います。前記の会計参与が内部監査を行なうものとするれば、会計監査人は会計監査の委任を受ける外部監査を行なう者と理解されますので、制限からは除外します。

### 6 更正会社については、以下の扱いといたします。

どちらか一方が、更正会社であれば、二社とも同一入札に参加できるものとします。理由は、更正会社の取締役は経営権を持たず、更正手続きが存続中の会社の取締役は、経営権(業務執行権限)を有するものの、同一人が二社の業務執行を行なうことはないと考えられるためです。ただし、同一人がある会社の取締役と更正会社の管財人を兼務している場合は、同一入札への参加を制限する本取扱が適用されます。

## 該当する場合の取扱い

### [ 公告・通知書への明示 ]

本取扱を適用する競争入札については、本取扱の同系列会社に該当する複数の者のした入札は、**無効とする旨を入札公告に記載し、入札参加者に対し、入札に際しての契約条項として明示するもの**とします。

### [ 入札の無効 ]

同系列会社の基準に該当する複数の者のした入札は、「入札に関する条件に違反した入札」として、地方自治法施行令に基づき無効といたします。

### [ 辞退の承認 ]

同系列会社の基準に該当する者が、基準に該当することに気付き、一者を除く全てが応札しないか、入札を辞退した場合は、残る一者の入札は有効といたします。(入札会による入札の場合は、第1回目の入札書を投函するまでに、辞退届が水道局に提出された場合等)

### [ 事前の連絡調整 ]

同系列会社の基準に該当する入札参加希望者が、本取扱を遵守する目的で、辞退者を決めるために、基準に該当する者同士が連絡を取ることは談合と解しません。

### [ 参加資格の照会 ]

有資格業者から、個別の入札案件に際して、自らの入札参加資格に関し、系列会社としての該当について照会があった場合は、該当入札案件についてのみ、文書での照会を認めるものとします。回答も文書で行ないます。

### [ 変更届 ]

有資格業者が系列関係に変更(新規に該当する事態が発生した場合、或いは該当しなくなった場合)を生じた場合は、速やかに文書にて水道局に届け出るものとします。

## 事実確認の方法

別紙様式「系列会社についての届出書」に基づき確認します。

平成18年度については、一般競争入札の公告等の際、本事務取扱を適用することを示した案件の場合は、競争入札参加資格確認申請書に副えて提出するものとします。

平成19・20年度は、競争入札参加資格審査申請の際、申請者に提出を義務付けるものとします。

判断の基準日は、公告等の日から入札書の提出日までの間に、本取扱いの基準に該当した場合を対象とします。